

# 廃棄物焼却炉の構造に関する基準が強化されました

廃棄物処理法の規定により、一定の構造を備えた焼却炉以外で廃棄物を焼却することは原則として禁止されていますが、12月1日（日）からこの構造に関する基準が強化されました。

## 廃棄物焼却炉の構造に関する基準 (廃棄物処理法)

下線部分が平成14年12月1日（日）から強化された項目です。

- (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、焼却室において発生するガスの温度が摂氏800℃以上の状態で、定量ずつ廃棄物を焼却できるものであること。
- (2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- (3) 外気と遮断された状態で廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。(ガス化燃焼方法等その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。)
- (4) 燃焼室中の燃焼ガス温度を測定するための装置が設けられていること。
- (5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

この基準は一般家庭や事業所に設置されている小型焼却炉を含めたすべての焼却炉に適用され、12月以降も基準を満たさない焼却炉を使用した場合は罰則が適用される場合がありますので、現在お持ちの焼却炉がこの基準を満たしていない方は、直ちに焼却を中止し、基準を満たした焼却炉に改造や更新してから使用してください。

また、焼却能力が1時間当たり50kg以上又は火床面積（燃焼室の床面積）が0.5㎡以上の焼却炉については、設置の事前届出や年1回以上のダイオキシン類測定等が義務付けられています。

### 問い合わせ

愛媛県松山中央保健所  
環境保全課  
☎941-1111  
役場生活環境課  
☎985-4117



（注）測定値は、1日の平均値を月平均にした数値です。

物質	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質
環境基準値	1日平均 0.04ppm以下	1日平均 0.10mg/㎡以下
測定月	測定量 (ppm)	測定値 (mg/㎡)
7	0.010	0.037
8	0.007	0.024
9	0.007	測定不可

松前町では、大気汚染防止法に基づき環境の調査分析を行っています。定点観測により、黒田において、24時間連続で毎日測定しています。次の表が分析結果です。いずれの月も、環境基準値を下回っています。今後、分析結果の公表を行います。

### 松前町における 環境調査分析に ついて